西村あさひ法律事務所 令和 5 年度税制改正による株式交付制度の留意点 M&Aニューズレター 2023 年 4 月 25 日号

執筆者:

E-mail 中村 真由子

1. はじめに

株式交付制度は、株式会社が自社の株式を対価として他の株式会社を子会社化するための手段として令和元年会社法改正により導入され、その施行のタイミングに合わせて株式交付に係る株式譲渡損益課税の特例措置が令和 3 年度税制改正により租税特別措置法に設けられました(以下「株式交付税制」といいます。)。

かかる株式交付税制につき、令和 5 年度税制改正において、その特例の対象から株式交付後に株式交付親会社が同族会社 (非同族の同族会社を除く。)に該当する場合を除外することとされました。

本稿では、株式交付税制及び株式交付制度の活用事例について概観するとともに、令和 5 年度税制改正による改正の内容と留意点について解説します。

2. 株式交付税制の概要

株式交付は、子会社ではない株式会社を子会社化する際に用いることのできる制度であり(会社法2条32号の2)、株式交換と 異なり対象会社を完全子会社化する必要はなく、また株式交換等の組織再編行為と同じく現物出資規制や有利発行規制の適用 もないため、株式対価 M&A の手段として期待されています 1。

我が国における株式対価 M&A は、株主に対する株式譲渡益課税がその活用の障害になっていると指摘されていましたが、株式交付税制により、対象会社の株主が、対象会社を株式交付子会社とする株式交付により所有する対象会社の株式を譲渡した場合は、原則として株式譲渡損益に対する課税が繰り延べられることとなります ²。但し、対価として買収会社(株式交付親会社)の株式以外の金銭等の資産の交付を受けた場合は、金銭等の対価に対応する部分については譲渡損益が認識されることとなり、かかる金銭等の割合が対価の総額の 20%を超える場合は、株式交付税制による特例措置の適用はないこととなります。逆に言うと、株式交付の場合は、金銭等の割合が対価の総額の 20%以内である場合には株式と金銭等の混合対価であっても株主の譲渡損益課税の繰延べが認められることとなり、混合対価の場合に非適格となってしまう株式交換等の組織再編税制とは異なるメリットということになります。

なお、株主が非居住者・外国法人である場合には、その恒久的施設において株式交付子会社の株式を管理している場合を除き、株式交付税制の適用対象とはならず、従って株式交付に係る株式譲渡益については、原則どおり所得税・法人税に従った課税(又は租税条約による免税)の有無を別途検討する必要がある点に留意が必要となります³。

¹ 太田洋「会社法「株式交付」制度の創設と自社株対価 M&A に関する規制緩和」《https://webronza.asahi.com/judiciary/articles/2718101100001.html》、増田貴都「株式対価 M&A を促進するための課税繰延措置の創設」《https://webronza.asahi.com/judiciary/articles/2721043000001.html》(いずれも法と経済のジャーナル Asahi Judiciary(朝日新聞社)「西村あさひのリーガル・アウトルック」に掲載)

² 租税特別措置法 37 条の 13 の 3(令和 5 年度税制改正後は 37 条の 13 の 4。以下同じ。)、66 条の 2

³ 租税特別措置法 37条の13の3第2項及び66条の2第2項、同法施行令25条の12の3第2項及び39条の10の2第1項

3. 株式交付の活用事例

株式交付制度が施行された 2021 年 3 月 1 日以降、上場会社が株式交付を行うことを決定事実として適時開示している事例 4 は、2023 年 4 月 1 日時点で 13 件(2021 年に 7 件、2022 年に 5 件、2023 年に 1 件)確認されています。このうち、金銭及び株式を対価とする混合対価の事例は 4 件ほどあり、うち 2 件 5については金銭対価が対価総額の 20%を超えているため株式交付税制の適用対象ではないように見受けられますが、混合対価の M&A に株式交付制度が活用されていることが分かります。これらの事例は、全て株式交付子会社が非上場会社の事例であり、公開買付けを伴う株式対価 M&A として上場会社を株式交付子会社とする事例は行われていないようですが、今後の事例の集積が待たれるところです。

一方で、上場会社を株式交付子会社として株式交付を行うことを適時開示している事例も 2023 年 4 月 1 日時点で 10 件以上確認されており、これらの事例は、株式交付子会社である上場会社を取引当事者とせず、上場会社の創業者が、個人保有の株式を自らの支配する資産管理会社に移管する取引であるように見受けられます。株式交付により株式を取得する場合は、通常、金融商品取引法 27 条の 2 第 1 項に規定する「株券等の買付け等」に該当するため 6、上場会社を株式交付子会社とする場合は、別途適用除外要件に該当しない限り、原則として株式交付親会社において公開買付けが必要となるはずですが、これらの取引は、1 年以上形式的基準による特別関係者からの取得である 7又は株主全員からの同意を得ている 8等の適用除外により、公開買付けの対象とはされていないようです。

このように、創業者の保有する株式を株式交付を用いて資産管理会社に移管する取引についても、株式交付税制により株式譲渡益課税が繰り延べられるところ、株式交付制度がこれらの上場会社のオーナーによる私的な節税に使われているとの指摘がなされていたところでした⁹。

4. 令和5年度税制改正の内容と留意点

株式交付税制は、株式対価 M&A を促進するための政策税制として整備されたものであるところ、上記のような事例に用いられることは政策税制の目的に合わないとして、令和 5 年度税制改正において、2023 年 10 月 1 日以後に行われる株式交付については、その対象から株式交付後に株式交付親会社が同族会社(非同族の同族会社を除く。)に該当する場合を除外することとされました。

同族会社とは、概要、会社の株主の 3 人以下、並びにこれらと特殊な関係にある個人及び法人の株式又は議決権保有割合が 50%超となる会社をいい(法人税法 2 条 10 号、同法施行令 4 条)、「非同族の同族会社」とは、非同族会社である法人等を同族 会社の判定の基礎となる株主から除くと、同族会社とはならない会社をいいます(改正後の租税特別措置法 37 条の 13 の 4 第 1 項、66 条の 2 第 1 項)。例えば、上場会社の子会社は、1 人の株主により 50%超を保有されていることとなり、同族会社に該当することとなりますが、当該上場会社を非同族会社として除外できれば同族会社に該当しないため、非同族の同族会社に該当することとなります。

一方で、令和 5 年度税制改正による株式交付税制の適用可否は、株式交付親会社の事業内容にかかわらず、株式交付親会社の株主構成により定まることとなるため、通常の事業会社が株式交付により株式対価 M&A を実施しようとする場合にも、その株主構成によっては同族会社に該当し、株式交付税制の適用が受けられないこととなります。ベンチャー企業など、少数の株主

⁴ 株式交付を利用した子会社化事例の解説として、志村直子=高木智宏=上田真嗣=山中啓一郎「株式交付を利用した子会社化 - GMO インターネットが OMAKASE を子会社化した事例」旬刊商事法務 No.2278(2021 年 11 月 15 日号)23 頁を参照。

^{5 (1)}株式会社Eストアーによる株式会社アーヴァイン・システムズの子会社化、及び(2)トレンダーズ株式会社による株式会社クレマンスラボラトリーの子会社化の例

⁶ 金融庁企画市場局「株券等の公開買付けに関する Q&A」問 13

プ 金融商品取引法 27 条の 2 第 1 項但書、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令 3 条 1 項

⁸ 金融商品取引法 27条の2第1項但書、同法施行令6条の2第1項7号

^{9 2022} 年 9 月 5 日「株式交付 M&A、「オーナーの節税に利用」と指摘も」日本経済新聞電子版

NISHIMURA & ASAHI

が多くの株式を保有する会社が株式交付を利用しようとする場合には留意が必要となります。

5. 残された課題

令和 5 年度税制改正の施行後は、上記 4.で述べたような同族会社による株式交付については株式交付税制の適用対象から除外されることとなりましたが、株式交付は、法人税法上の組織再編税制として規定されていないものの、財務省の立案担当官により、株式交付は、現物出資の一種に該当し、組織再編成に係る行為計算否認規定である法人税法 132 条の 2 の対象になると解説されています 10。

この点、(そもそも、会社法上の「株式交付」を法人税法上の「現物出資」に該当するものとして何らの法改正なしに行為計算否認規定の対象とすることに疑問なしとしませんが、)どのような取引が法人税法 132 条の 2 の対象となる「法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められる」こととなるのかという点は、必ずしも明らかではありません。株式交付税制は、法人税法上の組織再編税制と比べてその適用要件が緩やかであるため、比較的利用しやすい側面もありますが、税務メリットに着眼した取引については、行為計算否認規定の適用可能性に留意が必要となります。

いずれにせよ、株式交付による取引を実施する際には、法務面・税務面も含めた専門家から十分なアドバイスを得た上で行うことが望ましいと思われます。

10

⁰ 小竹義範ほか「租税特別措置法等(法人税関係)の改正」664 頁『令和3年度 税制改正の解説』財務省ウェブサイト

NISHIMURA & ASAHI

論文情報 (2023年2月~2023年4月)

- * 「Navigating Cross-Border M&A Transactions(英)」 スティーブン・ボーラー、The Corporate Counselor No.35(2023 年 4 月)
- * 「親会社に株式持分の一部を残すパーシャルスピンオフ(事業切り離し)令和 5 年度税制改正によるスピンオフ税制の拡充」 中村 真由子、朝日新聞社「法と経済のジャーナル Asahi Judiciary」「西村あさひのリーガル・アウトルック」(2023 年 2 月 8 日)

セミナー情報 (2023年2月~2023年4月)

開催予定

* 「SAFE によるベンチャー投資〜米国版 SAFE の日本での導入〜」 森本凡碩 公開期間:2023 年 5 月 1 日(月)10:00〜5 月 31 日(水)17:00 (オンライン配信) お申し込み・詳細:<セミナー詳細・お申し込み(プロネクサス Website)>

開催済

- * **「蓄電池ビジネスの制度と法務」** 川本周
- * **「株主総会資料の電子提供制度の概要と実務上の留意点」** 野澤大和
- * 「M&A における人権デューデリジェンスの必要性と実践」 石﨑泰哲 渡邉純子

以上

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニューズレター購読をご希望の方は N&A ニューズレター 配信申込・変更フォームよりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーはこちらに掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 E-mail☑